

農用地利用集積等促進計画認可公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金（滋賀県農地中間管理機構）から令和7年12月19日付けで申請があった農用地利用集積等促進計画について、同条第5項の規定に基づき次のとおり認可した。

なお、当該認可に係る農用地利用集積等促進計画は、滋賀県農政水産部みらいの農業振興課において、公告日から1か月間縦覧に供する。

令和7年(2025年)12月26日

滋賀県知事 三日月 大造

1 農用地利用集積等促進計画の概要 別紙のとおり。

2 認可年月日 令和7年(2025年)12月26日